

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

資料No. 2

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
1	1 審議会の 検討経緯	1	上から 7行目	～ <u>市民生活を取り巻く社会的な背景</u> が刻々と変化してきている。	市で修正	1	上から 7行目	～ <u>廃棄物を巡る環境</u> が刻々と変化してきている。
		2	上から 12行目	～3Rの推進の3項目を～	3Rの次に「(ごみの発生抑制、再利用及びリサイクル)」を加える。	1	上から 12行目	注釈を付して、末に「注釈の用語解説」を追加する。
3	2 三条市の 取組状況	1 他	下から 10行目 他	～間伐材等の資源化指導～	答申書の中に「等」と「など」が混在しているが、これは使い分けているのか。	1 他	下から 10行目 他	「など」に表記を統一する。
4		1	下から 11行目	～間伐材等の資源化指導～	市で修正	1	下から 11行目	間伐材を剪定枝に修正する。
5		1	下から 10行目	～資源化指導（ <u>H21.7</u> ）、発砲スチロールの受入禁止（ <u>H22.1</u> ）と資源化先の紹介、ガラス類の受入禁止（ <u>H26.4</u> ）を実施してきた。	～資源化指導「平成21年7月（ <u>H21.7</u> ）」（以下略称で記載）、発砲スチロールの受入禁止（ <u>H22.1</u> ）～と修正してはどうか。	1	下から 10行目	次のとおり原案を修正する。 ～資源化指導（ <u>平成21年7月</u> ）、発砲スチロールの受入禁止と資源化先の紹介（ <u>平成22年1月</u> ）、ガラス類の受入禁止（ <u>平成26年4月</u> ）を実施してきた。
6		1 ～ 2	下から 6行目	～学校給食共同調理場、公立保育所を含む公共施設及びスーパーなど市内23か所に廃食用油の回収ボックスを設置し、回収後、BDF（燃料）化に取り組んできている。 さらに、環境啓発の拠点施設	市で修正	1 ～ 2	下から 6行目	～学校給食共同調理場や公立保育所から排出される廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料化し、公用車の燃料として使用することで市民への意識啓発を図るとともに、公共施設及びスーパーなど市内23か所に廃

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
6				<p>となる「かんきょう庵」を新たに整備し、各種啓発講座やイベントの開催を通じて広く市民への啓発に努めている。</p> <p>これらの取組により、本市におけるごみの減量化や資源化への取組は比較的堅実に推移しているものの、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた時、今後もこれまでの取組に加えて、持続可能で安定した廃棄物政策を実施していく必要がある。</p>				<p>食用油の回収ボックスを設置し、回収後、燃料化に取り組んできた。</p> <p>さらに、環境啓発施設「かんきょう庵」を新たに整備（平成25年4月開設）し、各種講座やイベントの開催を通じて広く市民への環境啓発に努めるとともに、清掃センターに搬入された粗大ごみのうち、再利用可能な家具などの無料配布会やフリーマーケットを定期的で開催し、リユースの取組を進めてきた。</p> <p>これらの取組により、本市におけるごみの減量化や資源化は比較的堅実に推移しているものの、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた時、これまでの取組を検証し見直すことで、今後も引き続き持続可能で安定した廃棄物行政を推進していく必要がある。</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
7	3- (1) ごみの排出量及び処理経費	2	上から 5行目	本市におけるごみの排出量については、平成20年度の45,738トンから平成22年度の41,999トンまで減少したが、その後は多少の増減はあるものの概ね同程度で推移し、平成25年度実績では家庭系、事業系合わせて43,258トンとなっている。	説明と表-1の数値があっていないのではないか。	2	上から 10行目	次のとおり原案を修正する。 本市における家庭系及び事業系ごみの排出量については、平成20年度の45,738トンから平成22年度には41,999トンまで減少したが、その後は平成24年度まで増加傾向で推移し、平成25年度では微減したものの43,258トンとなっている。
8	3- (1) ごみの排出量及び処理経費	2 ～ 3	下から 8行目	今後、清掃センターの修繕費等で、委託料が増額すること。建設が予定されている新最終処分場の経費が増額すること、またごみ収集運搬に係る経費は、人口が減少しても世帯数はむしろ増加している状況の中では、ごみステーションの箇所数等を縮小することは市民サービスの低下につながるため、ごみ収集に係る経費のコストダウンが図られる可能性は低いと考えられる。 つまり、ごみ排出量が減少し	市で修正	2 ～ 3	下から 4行目	清掃センターの維持修繕による委託料や建設が予定されている新最終処分場に係る経費の増加が見込まれる。また、人口が減少しても世帯数は増加している状況の中では、ごみステーションの箇所数などを減らすことはむしろ市民サービスの低下につながるため、ごみ収集運搬に係る経費の削減が図られる可能性は低いと考えられる。 このようなことから、ごみ排出量が減少しても、ごみ処理経費は減少せず、ごみ1トン当た

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				ても、ごみ処理経費は減少しないということである。これは、ごみ1トン当たりを処理するためのごみ処理単価として見た場合、ごみ処理単価は上がっていくことを意味している。				りのごみ処理単価は増加していくと考えられる。
9		2	下から 2行目	つまり、ごみ排出量が減少しても、ごみ処理経費は減少しないということである。これは、ごみ1トン当たりを処理するための～	「つまり、ごみ排出量が減少しても、ごみ処理経費は減少しないということである。」の次に文言を追加する。 追加する文言（案） しかしながらごみの収集については、1か所当たりのステーションの排出量の減少とステーションの増加を分析し、現状の収集体制の見直し（収集範囲の検討・排ガスの削減のための車両選定・シルバー人材等の活用）を検討し、民間委託業者と協力し、コスト削減に取り組むことも必要である。	6	下から 11行目	経費削減の考え方を「4今後取り組むべき方策について（提言） (1)処理経費の在り方に次のとおり追加する。 ごみ処理経費については、現状から削減の可能性は低い状況にあるが、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた中で、 <u>持続可能な環境行政と市民サービスの在り方も含めた経費の削減の方策を今後検討していく必要がある。</u> あわせて、家庭系ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、双方とも受益者負担の原則に立ち適正な料金を設定することが必要である。

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
10	3 - (2) 家庭系ごみ	3	上から 2行目	(2) 家庭系ごみ 家庭系ごみ量は、平成20年度から平成25年度までの間は、多少の増減はあるものの概ね同程度の排出量で推移している。今後、更なるごみ減量化の取組や人口減少に伴い、排出されるごみの量は減少していくものと推測される。	市で修正	3	下から 7行目	ア 家庭系ごみ 家庭系のごみ量は平成20年度の26,174トンから平成23年度には24,770トンまで減少したが、増減を経て平成25年度は25,074トンとなっている。
		3	上から 5行目	(表-1参照)	同一頁に表がある場合はよいが、同一頁以外の表を参照する場合は、(○頁 表-○参照)に統一したほうがよいのでは。	3	下から 6行目 他	意見のとおり修正する。
		3 ~ 7	下から 2行目 表-5	~当初の積算の考え方に平成25年度のごみの量、ごみ処理経費の実績値を当てはめて~	「ごみ量」とあるが、7頁の指定ごみ袋の料金算定式をみると「ごみ量」は出てこないのでは、直接関係ないと思う。 そのため、その後の「当てはめて」の文言に違和感がある。	7	表-5	表-5の指定ごみ袋の料金算定式をより具体的な表記に修正し、「ごみ量」との関係を明確にする。
13		3 ~ 4	下から 2行目	~新清掃センターの供用開始等に伴うごみ処理経費の変化やごみ袋製造単価の高騰などによ	市で修正	3	下から 2行目	~その後の新清掃センターの供用開始などに伴うごみ処理経費の変化やごみ袋製造原価の高

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				り、当初の積算の考え方に平成25年度のごみ量、ごみ処理経費の実績値を当てはめて算定した場合、既に当初の料金を上回っている。（4頁 表-3、7頁 表-5参照）このことから、現状に合った料金体系について検討する必要がある。				騰などを反映した金額になっていない。（表-3参照）
14		4	表-3	表-3中の「家庭廃棄物」	「家庭系廃棄物」としてはどうか。	4	表-3	表-3の項目は、市の条例の表記であるため、原案のとおりとする。
15	3-(3) 事業系ごみ	4 ～ 5	下から 6行目	(3) 事業系ごみ 事業系ごみ量については、平成20年度から平成22年度までは減少傾向で推移したが、平成23年度以降は増加傾向で推移している。（2頁 表-1参照） 総排出量に占める割合も平成24年度では41.4%となっており、県内20市中事業系ごみの占める割合が高い方から2番目となっている。 これは、事業所と人口の比率	市で修正	4 ～ 5	下から 8行目	イ 事業系ごみ 事業系のごみ量は、平成20年度の19,564トンから平成22年度には17,016トンまで減少したが、その後は増加傾向で推移している。（2頁 表-1参照） 総排出量に占める事業系ごみの割合は平成24年度が41.4%であり、県内20市の中で割合が高い方から2番目となっている。 これは、人口に対する事業所

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				<p>（事業所数／人口）で見た場合、三条市は6.0%で、県内20市中、高い方から3番目となっており、事業所数自体が多いことが要因として考えられる。</p> <p>また、1事業所当たりのごみ排出量は2.89トンとなっており、県内20市中で1事業所当たりのごみ排出量が多い方から3番目となっている。</p> <p>これは、本市は地場産業の活性化を主目的として産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せて処理する、いわゆる併せ産廃（4品目）の受入れを行っていることも一つの要因として考えられる。</p> <p>また、平成25年2月に清掃センターで実施した展開検査では、事業系一般廃棄物の中に廃プラスチック類（ペットボトル、発砲スチロール、ポリ袋等）、金属くず、段ボール等の資源物が混入していることが確認されて</p>				<p>数の割合を見た場合、本市は県内20市中3番目に高い6.0%となっており、事業所数自体が多いことが要因として考えられる。</p> <p>1事業所当たりのごみ排出量も県内20市中3番目に多い2.89トンとなっている。これについては、本市は地場産業の活性化を主目的として、産業廃棄物のうち一般廃棄物と併せて処理する、いわゆる併せ産廃の受入れを行っていることが要因の一つとして考えられる。</p> <p>また、平成25年2月に清掃センターで実施した展開検査³では、事業系一般廃棄物の中に廃プラスチック類（ペットボトル、発砲スチロールなど）、金属くず、段ボールなどの資源物が混入していることが確認されている。このほかにも資源物が可燃ごみと混在して廃棄されている</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				いる。このほかにも資源物が可燃ごみと混在して廃棄されている実態が見受けられることから、事業系ごみの減量化・資源化を進めるための対策が必要となっている。				実態が見受けられることから、分別が徹底されていないことも要因として考えられる。
16	3-(4) 3Rの推			表-4中の「実績」「目標」	表-1の表記に合わせ、「実績値」「目標値」としてはどうか。	2	表-1	「実績」「目標」に表記を統一する。
17	進について	6	表-4	表-4のリサイクル率の「%」の記載について。	<ul style="list-style-type: none"> ・「%」を削除する。 ・「リサイクル率…⑤÷(③+④)」→「リサイクル率(%)…⑤÷(③+④)×100 	6	表-4	単位については、表-1と同様の表記に修正する。また表の項目についても、意見を踏まえて修正する。
18		6	表-4	「H25」	目標の年度がH25となっているが間違いはないか。	6	表-4	目標年度をH32にして、数値及び関係部分の文言を修正する。
19		5 ～ 6	下から 19行目	(4) 3Rの推進について 資源物の回収量については、平成20年度の5,251トンから平成21年度の4,923トンまで減少したが、その後は増加し、平成25年度には5,776トンとなっている。(表-4参照)。これは、	市で修正	5	下から 12行目	(2) 3Rの推進について ごみのリサイクル率については、平成20年度の14.6%から平成21年度を除き増加傾向で推移し、平成25年度では18.3%となっている。(6頁表-4参照)

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				<p>毎年全戸配布している「ごみの分け方・出し方」パンフレットを始め、ごみカレンダー等による啓発の結果、市民の中に資源物に対する意識の向上が図られたことが考えられる。ただし、三条市の循環型社会形成推進地域計画における資源化量では、平成 25 年度で 6,265 トンを目標としており、それに対する達成度は 92.2%にとどまっている状況にあるため、更なる資源化に向けた取組を検討する必要がある。</p> <p>本市の有害ごみ及び粗大ごみを含む分別数は 11 種類であり、県平均の 14 種類を下回っている（平成 26 年 4 月 1 日現在）。特に容器包装プラスチック、白色トレーの分別収集は県内 20 市中 17 市で取り組まれているが、本市では行っていない。</p> <p>また、平成 25 年 4 月 1 日に小</p>				<p>また、本市の有害ごみ及び粗大ごみを含む分別数は 11 種類であり、平成 26 年 4 月現在で県平均の 14 種類を下回っている。特に容器包装プラスチック、白色トレーの分別収集は県内 20 市中 17 市で取り組んでいるが、本市では行っていない。</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、本市でも平成 26 年度に小型家電の拠点回収方式による試験回収を行った。その結果を基に当審議会で検討を行い、地域バランスに配慮した中で、公共施設だけでなく市内スーパーなどにも協力を依頼し、拠点回収ボックスを 5 か所から 10 か所に増やすことや小型家電回収後の処理を障がい者の就労支援として活用するなどの意見を踏まえた上で、平成 27 年度から本格実施した。</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				<p>型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、本市でも平成 26 年度に拠点回収方式による試験回収を行った。その結果を踏まえ、当審議会が平成 27 年度からの本格実施に向けた検討を行い、その検討結果に基づき平成 27 年度から本格実施している。</p> <p>しかしながら、回収量の実績などから、この取組が市民に浸透していないと思われるので、この取組の意義を含め更なる P R に努める必要がある。</p> <p>平成 25 年度にオープンした環境啓発施設「かんきょう庵」において、清掃センターに搬入された粗大ごみのうち、再利用可能な家具等の無料配布会やフリーマーケットを定期的で開催し、リユースの取組を進めている。</p>				
20	4 今後取組むべ	6	下から 7 行目	<p>持続可能な廃棄物処理のためには、家庭系ごみ、事業系ごみ</p>	市で修正	6 ～	下から 11 行目	<p>ごみ処理経費については、現状から削減の可能性は低い状況</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
	き方策について（提言）（1）処理経費の在り方			<p>とも原因者負担の原則に立ち適正なごみ処理手数料とする必要がある。</p> <p>まず、家庭系ごみに係る指定ごみ袋の料金については、現在のごみ処理料金を設定した後 12 年が経過しているが、この間、清掃センターの供用開始等によりごみ処理経費に変化が生じてきており、またごみ排出量にも変化が生じている。そこで、現在のごみ排出量及びごみ処理経費をベースに平成 15 年度の算定式により試算すると、現料金より 6%超過している。また、消費税率に関しても平成 26 年には 5%から 8%に引き上げられており、さらに 10%に引き上げられる予定となっている。</p> <p>以上のことから、指定ごみ袋の料金については、ごみ量・ごみ処理経費の実態に合わせ、消費税率の引上げ分を加味しつ</p>		7		<p>にあるが、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた中で、持続可能な環境行政と市民サービスの在り方も含めた経費の削減の方策を今後検討していく必要がある。</p> <p>あわせて、家庭系ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、双方とも受益者負担の原則に立ち適正な料金を設定することが必要である。</p> <p>まず、家庭系ごみに係る処理手数料については、現在の指定ごみ袋により料金を設定後 12 年が経過したが、この間ごみ排出量だけでなく、清掃センターの供用開始などによりごみ処理経費にも変化が生じている。そこで、平成 15 年度の算定式に現在のごみ排出量及びごみ処理経費並びに消費税率 8%を当てはめて試算すると、10kg 当たりの処理手数料が 56 円となり、この</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				<p>適正な料金に改定すべきである。（7頁 表－5参照）</p> <p>最終的には、ごみ処理経費の負担率を15%とした平成15年度の積算に係る基本的な考え方を踏襲し、改定する直近の3か年分のごみ量、ごみ処理経費の実績を用い、より実態を反映した料金体系になるよう配慮すること。</p>				<p>額は、現在の50円を6円超過している。</p> <p>以上のことから、家庭系ごみに係る処理手数料については現状を反映したものとすべきであり、具体の料金設定に当たっては、ごみ処理経費の負担率を15%とした平成15年度の基本的な考え方を踏襲し、改定する直近の3か年分のごみ量及びごみ処理経費の実績を用いて、より実態を反映し、今後予定されている消費税率の引上げ分を加味しつつ適正な料金に改定すること。（表－5参照）</p>
21	4－(1) 処理経費 の在り方	7	表－5	<p>処理経費は平成25年度実績、ごみ袋の製造原価は平成27年度製造原価</p>	<p>なぜ、処理経費と製造原価で基づく年度が違うのか。</p>	7	表－5	<p>指定ごみ袋の料金を算定するに当たっては、改定する直近のごみ袋製造原価と直近3か年分のごみ量及びごみ処理経費の実績を用いて算定することになる。そのため、改定時の料金に近い数値となるように、直近の数値で試算したもの。</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
22	4-③ 3Rの推進について	8	下から 10行目	<p>ア 使用済小型家電の拠点回収について（平成27年4月より本格実施）</p> <p>① 拠点数は10か所とする。</p> <p>② 拠点場所は、三条地区、栄地区及び下田地区における回収ボックスの配置バランスに配慮するとともに、三条東公民館を始めとする公共施設のほか、市内スーパーやホームセンターなどにも協力をお願いする。</p> <p>③ 処分方法は、障がい者支援施設への就労支援の場として活用する。</p> <p>④ 小型家電に含まれている貴金属やレアメタル等の資源化を促進するためにも、市民に広報やホームページなどを活用して積極的に周知を図る。</p> <p>イ 新たな資源物の回収について</p>	市で修正	8	下から 6行目	<p>平成27年4月より実施している使用済小型家電の拠点回収については、小型家電に含まれている貴金属やレアメタルなどの資源化を促進するために、この取組の意義も含め広報やホームページなどを活用して積極的に市民に周知を図ること。</p> <p>また、県内の多くの市で取り組まれている白色トレイなどの分別収集については、市民に新たな分別作業や保管などの手間をかけることから、市民の意識調査を行うなど、費用対効果を十分検討すること。</p>

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
				県内でも多くの市で取り組まれている白色トレー等、新たな分別収集については、市民に新たな分別作業や保管などの手間をかけることから、市民の意識調査を行うなど、費用対効果を十分検討した上で実施すること。				
23					「イ新たな資源物の回収について」の中に、衣類等のリサイクル回収の取組を提案する。例、新潟、長岡、今年、柏崎市の答申書は全体的に値上げ中心になっているので、減量（3R）等を膨らまして推進し、減量を進めたら良いと思う。	8	下から 3行目	「～白色トレーなど～」に含まれるため、原案のとおりとする。
24					市で追加			注釈の用語解説を追加する。 （3R、併せ産廃、展開検査）
25					市で追加			三条市廃棄物減量等推進審議会委員名簿を追加する。
26					やわらかい文章とするため、「である」調を「です・ます」調にしているかどうか。			「である」調で統一する。

答申書（案）に対する意見及び修正内容等一覧

No.	項目	頁	行等	原案	修正意見等（要旨）	頁	行等	修正内容等
27					議論で事業所から排出される廃棄物は産業廃棄物と言われるが、事業系一般廃棄物もある。事業系一般廃棄物は自治体が処理することになるので排出者（事業者）にPRし、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の指導啓発を行う。			原案の修正はしない。 今後も、事業者へ産業廃棄物と事業系一般廃棄物の指導・啓発に努める。

※ 答申書（案）全体で、文言を整理したため、本書に掲載してない修正部分もあります。